

第 9 7 号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「給料条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第 1 に掲げる区長の給料月額からその 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を減じて得た額とし、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、同表に掲げる副区長及び教育委員会教育長の給料月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第 2 条 前条の規定により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 8 年 1 0 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長、副区長及び教育長の給料月額を減額する必要があるので、この

条例案を提出いたします。